住宅用火災警報器（住警器）に関して

もう付けましたか？ 住宅用火災警報器

今年の２月に、この内容は回覧しておりますが、見逃した方もおられる思いますので、再度同じ内容を一部加筆して回覧させて頂きます。

２００４年、消防法の改正が行われ、全ての戸建て住宅やアパート、マンションなどに、住警器の設置義務化が定められました。新築住宅については０６年６月から、全国で設置が義務付けされています。既存住宅も、今年の６月までに全国で義務化されます。

住警器の設置が義務化された背景には、住宅火災により死者数の動向が大きく関わっています。死亡原因の約６割が「逃げ遅れ」によるものです。
住宅における火災は考えている以上に速く拡大するものです。出火後、炎は数分程度で天井まで達し、いったん燃え広がると消火器で消し止めたり避難することが困難になります。しかし、住警器を設置すれば、火災が大きくなる前に（２、３分まで）に警報などで知らせてくれ、消火や安全な避難が可能となります。
実際、住警器が作動したことで大事に至らなかった例は枚挙にいとまがありません。

防災意識の向上と住警器地域普及率向上で地域の安全を高めればと思っております。尚、設置や器具に関しては町内会で特定な業者を紹介するとか委託する事はしておりません。くれぐれも設置義務に便乗した悪質業者には気をつけて下さい。
製品はお近くのホームセンターや家電店で各自お求め下さい。
但し設置に関しては、天井か壁の上部ですので、ご高齢の世帯など設置に対して援助が必要な方には出来る範囲で小浜消防団とも協力して町内会でもご協力いたしますので、お申し出ください。天井の場合は壁から６０ｃｍ以上離します。壁の場合は天井から１５～５０ｃｍ以内に警報器の中心がくるようにする必要があります。エアコンなどの吹き出し付近は吹き出し口から１．５ｍ以上離す必要などがあります。詳しくは取扱説明書を参照ください。

更なる問い合わせ先：木更津消防本部予防課　☎２３－９１８３

２０１１年５月　　港南台１丁目町内会